

資料 5

平成 30 年度交通信号工事士技能検定委員会活動報告

平成 30 年 5 月 21 日

交通信号工事士技能検定委員会

委員長 笠 島 浩 一

1 技術・技能研修事業

(1) 第 2 種交通信号工事士更新講習会の実施

ア 期 日 4 月下旬から 5 月下旬

イ 場 所 北海道、岩手県、福島県、東京都、静岡県、石川県、愛知県、大阪府
熊本県

ウ 講義内容

- a 交通信号施設の概要
- b 施工技術・施工管理
- c 安全管理の方法

(2) 特別講習会の実施

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年 3 月 31 日法律第 18) の基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するために必要な諸手続の遂行、安全管理及び技術的能力の向上を目的とし、官民協力のもと講習会を実施する。

警察関係機関と調整の上、2 都道府県で実施する。

2 交通信号工事士技能検定事業

(1) 交通信号工事士技能検定規程の一部改正

ア 特別講習を受講した者も資格更新対象とした。

第 11 条 2 項で、有効期限内に本会が主催する更新講習を受講しなければ、工事士の証を失効する。」と規定していたが、更新講習を講習に改

め、第2種交通信号工事士技能検定実施要領に特別講習を受講した者は5年間資格を延長すると明示した。

イ 被災、病気、産休及び長期海外赴任等で有効期限内に受講できない場合でも資格の取り直しをしなければならなかった。

このため、規程を次のように改正した。

第11条第2項

- ① 「被災、病気、産休及び長期海外赴任等により有効期限内に受講できない場合は、本会理事長の承認を得ること。
- ② 前項の承認を得たのち実施される講習を受講すればその時点より効力が発生する。

(2) 交通信号工事士技能検定試験

・第1種交通信号工事士

道路交通信号施設工事に関わる豊富な業務経験を有し、高度でかつ広汎な体系的専門知識をもって交通信号施設工事業務の施工に関して、これを管理し、指導的に取り組む能力を有する者であること。

・第2種交通信号工事士

交通信号施設及び交通信号工事等に関する基礎的専門知識、技能を有し、交通信号施設工事に関わる業務に従事できる者であること。

ア 交通信号工事士技能検定試験の実施

第1種交通信号工事士及び第2種交通信号工事士技能検定試験を同日に開催する。

① 期 日 平成30年8月5日(日)

09:30~12:10 第2種交通信号工事士技能検定試験

13:00~16:30 第1種交通信号工事士技能検定試験

② 場 所 札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、高松、福岡

受験資格 第1種：第2種交通信号工事士資格取得後5年以上経過していること。

第2種：なし

③ 試験科目 学科試験及び実務筆記試験

- ・ 第1種の学科試験は、主に当協会出版の「交通信号工事施工ハンドブック、交通信号施設保守点検ハンドブック及び交通信号工事設計ハンドブック」から出題する。
- ・ 第2種は学科試験及び実務筆記試験はね、主に当協会出版の「交通信号工事施工ハンドブック」より出題 する。

イ 第2種交通信号工事士技能検定受験準備研修会の実施

- ① 期 日 平成30年6月～平成30年7月
- ② 場 所 受験申請状況により複数県にて実施する。